

令和6年厚木市議会第3回会議提出案件一覧表

- 報告第6号 専決処分の報告について（厚木市市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第33号 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 工事請負契約の締結について

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 専決処分した事項

令和6年3月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、厚木市市税条例を改める必要が生じたための同条例の一部改正（別紙のとおり）

2 専決番号

専決第6号

3 専決処分日

令和6年3月31日

令和6年4月19日提出

厚木市長 山口 貴裕

厚木市市税条例の一部を改正する条例

厚木市市税条例（平成12年厚木市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「（令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。）附則第14条」を「（令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、附則第8項中「令和3年改正法附則第14条」を「令和6年改正法附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和5年度までの年度分の固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略 (用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する特例)</p> <p>6 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。)附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>7 略 (用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する特例)</p> <p>8 令和6年改正法附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>9～28 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略 (用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する特例)</p> <p>6 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。)附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>7 略 (用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する特例)</p> <p>8 令和3年改正法附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>9～28 略</p>

議案第33号

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年4月19日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

職員の処分に伴い、市長としての責任を明確にするため、本条例の一部を改正する。

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（昭和36年厚木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 13 令和6年5月1日から同月31日までの間に限り、第3条第1号の規定にかかわらず、市長の給料月額、同号に定める額からその10分の1の額を減じた額とする。ただし、第2条に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同号に定める額とする。

附 則

この条例は、令和6年5月1日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>附 則 1～12 略 <u>13 令和6年5月1日から同月31日までの間に限り、第3条第1号の規定にかかわらず、市長の給料月額は、同号に定める額からその10分の1の額を減じた額とする。ただし、第2条に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同号に定める額とする。</u></p>	<p>附 則 1～12 略</p>

議案第34号

工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 市道F-795号線法面改修工事(その2)
- 2 工事場所 厚木市温水西1丁目地内
- 3 契約金額 330,044,000円
- 4 契約の相手方 厚木市飯山4751-1
(株)清川産業
代表取締役 山口冬樹様
- 5 履行期限 令和8年2月27日

令和6年4月19日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求める。

参考資料

1 契約の目的（工事名）

市道F-795号線法面改修工事（その2）

2 工事概要

法面改修工事 工事延長 L=185.0m

- (1) 土工 一式
- (2) 法面工 A=2,358m²
- (3) 擁壁工 A=525m²
- (4) 舗装工 A=601m²
- (5) 排水構造物工 一式
- (6) 付帯工 一式
- (7) 撤去工 一式
- (8) 仮設工 一式

3 入札執行方法

条件付一般競争入札

4 開札結果

開札日：令和6年3月14日

番号	業者名	入札価格 (単位：円)	備考
1	(株) 清川産業	300,040,000	落札 330,044,000円
2	(株) 安藤組	300,040,000	
3	(株) 小島組	300,040,000	
4	愛甲建設(株)	300,040,000	
5	(株) 成和	300,040,000	
6	(株) 関野工務店	300,040,000	
7	(株) 滝美園	300,040,000	
8	(株) 厚木植木	300,040,000	

9	(有) 頼住建設	300,040,000	
10	山王・龍王特別共同企業体	3,000,040,000	
11	(株) 吉次土木	辞退	

※ 予定価格（消費税抜き）は、326,390,000円。最低制限価格（消費税抜き）は、300,040,000円。落札価格（330,044,000円）は、入札価格（300,040,000円）に消費税額（30,004,000円）を加算した金額です。

※ 入札価格が9者同額のため、くじ引きにより決定しました。

5 仮契約

令和6年3月26日

位置図

